

## 別表六の二（二）の記載の仕方

### 1 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、連結法人が法第 81 条の 15(連結事業年度における外国税額の控除)又は措置法第 68 条の 91 第 1 項(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)若しくは措置法第 68 条の 93 の 3 第 1 項(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 当期において法第 81 条の 3 第 1 項(個別益金額又は個別損金額)(法第 64 条の 4 第 1 項から第 3 項まで(公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算)の規定により法第 81 条の 3 第 1 項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。)又は措置法第 68 条の 62

の 2 第 1 項及び第 5 項(対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「連結所得金額又は連結欠損金額 2」は、これらの規定を適用しないで計算した連結所得金額又は連結欠損金額を記載します。

### 2 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、連結親法人又は連結子法人が地方法人税法第 12 条第 2 項(外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「課税標準法人税額 17」は、別表一の二の「4」の金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。